

# 吉備中央町地域公共交通計画改訂業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### 1 仕様書の適用

本仕様書は、吉備中央町（以下、「発注者」という。）が発注する「吉備中央町地域公共交通計画改訂業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 2 目的

本町の地域公共交通のマスタープランである「吉備中央町地域公共交通計画」が令和10年3月をもって計画期間を満了する。また、令和7年3月末に国土交通省より地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」が公表されており、このガイドラインを踏まえ、実効性の高い計画にアップデートすることを目的とする。

### 3 履行期間

本業務の委託は年度毎の契約とし、履行期間の1年目は契約締結日から令和9年3月31日まで、2年目は契約締結日から令和10年3月19日までとする。

### 4 業務対象地域

本業務の対象地域は、吉備中央町全域とする。

### 5 関連法令・計画・資料等

本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる関係法令・計画・資料・情報リソース等に基づき実施するものとし、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 道路運送法及び交通政策基本法
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (3) 都市計画法
- (4) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
- (5) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
- (6) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
- (7) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- (8) モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- (9) 岡山県都市計画区域マスタープラン「吉備高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
- (10) 吉備中央町都市計画マスタープラン
- (11) 第2次吉備中央町総合計画
- (12) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

- (13) 吉備中央町デジタル田園都市構想総合戦略
- (14) 岡山県地域公共交通ビジョン
- (15) 吉備中央町関係例規
- (16) その他関係法令等

## 6 提出書類

受注者は、契約締結後、次の関係書類を速やかに発注者に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 着手届及び業務工程表
- (2) 現場責任者及び技術管理者等の届出書（経歴書、資格証明書の写しを添付すること）
- (3) 業務実施計画書
- (4) その他発注者が必要と認める書類

## 7 管理技術者及び実施体制

受注者は、本業務を円滑に履行するため、管理技術者として、次の要件を満たす者を配置し、証明書類として資格証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等（直接雇用していることを証明できるもの）の写しを提出すること。また、本業務の履行に必要な技術又は経験を有する主担当者及び担当者を配置すること。

- (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有していること。
- (2) 自治体が発注する同種業務（地域公共交通計画策定業務）の経験を有していることとし、従事したことを証明するテクリス登録等の書類を提出すること。

## 8 資料等の収集

本業務の履行上必要な資料等の調査・収集は、原則として受注者が行うものとし、発注者は、本仕様書に定めのある町関係資料を受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、貸与された関係資料が必要なくなった場合は、直ちに返還すること。

## 9 組織の業務実績に係る要件

受注者は、以下の同種または類似業務のうち、令和8年3月31日までに完了した業務実績を有する者であること。

- (1) 同種業務 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第41号)に基づく「地域公共交通計画」の策定に係る業務
- (2) 類似業務 国又は地方公共団体が発注した公共交通に関する調査・分析・検討等に係る業務

## 10 契約の解除

発注者は、受注者が契約に定める義務を履行しないとき、又は履行に当たって不正な行為を行ったときは契約を解除する。その場合、委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

11 一括委託の禁止

受注者は、委託業務の全部を第三者に委託、又は請負わせてはならない。

12 疑義

本仕様書及び契約書等に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者により協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

13 個人情報保護

受注者は、本業務の履行に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第 3 条の規定を遵守し、業務上得た個人情報及び行政情報については外部に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

14 損害の賠償

本業務遂行中に、受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。

15 成果品の帰属

本業務における成果品については、すべて発注者に帰属し、発注者の承諾を受けずに複製・公表及び貸与してはならない。

16 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

17 完了及び検査

本業務の履行途中においても、発注者は必要に応じて随時本仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備等について指示することができるものとする。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は速やかにその指示に従わなければならない。

## 第 2 章 業務内容

### 【1 年目】

18 計画準備・資料収集及び整理

本業務の実施にあたり、業務の目的、履行期限等を踏まえて、業務の実施方法や手順を定めた業務実施計画書を作成するものとする。また、本業務に必要な資料を収集し、整理するものとする。

19 地域特性の整理

本町の交通環境を取り巻く現状及び将来見通しを把握するため、国土数値情報データや岡山県パーソントリップ調査データなどの各種既存データや庁内資料を活用し、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版（令和5年10月）国土交通省）」を参考に、都市の現状及び将来見通しを把握・分析する。

## 20 公共交通の現状把握

受注者は、e-Stat統計地理情報システムや国土数値情報、GTFIS等のオープンデータや本町が保有する既存データ、交通事業者への運行実績データ等の提供依頼により得られた資料を基に、公共交通（路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等）の利用現況を把握するとともに、交通空白地域（交通不便地域）の状況も含め、地域特性との重ね合わせによる分析を行う。また、各交通手段の運行収支を整理し、近隣または類似都市との比較等により本町の運行水準を分析する。

## 21 上位計画・関連計画等におけるまちづくり方向性の整理

上位計画や関連計画（項目5に記載した計画等）等の内容を確認するなど、吉備中央町の広域的なまちづくりの方向性や公共交通の位置付け等を整理する。

## 22 関係者ヒアリングの実施

本町を取り巻く現状把握として、公共交通の再編の方向性を検討するにあたり、公共交通事業者に対しヒアリングを実施し、事業者から見た路線バス、コミュニティバス、タクシーの問題点、課題、再編の方向性策などについて協議する。また、福祉や教育等の各分野におけるまちづくりの現状と取り組み内容、取り組みにおける公共交通の位置づけ、求める役割等を整理するため、関係部署や団体等へのヒアリングを実施し、各分野の地域活性化施策、交通弱者等の移動支援について考え方を整理・把握する。併せて、広域連携の必要性について検討するため、必要に応じて岡山県や周辺自治体等へのヒアリングを行う。

## 23 町民アンケート調査の実施

日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通の姿やその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、町民アンケート調査を実施する。受注者は、調査票の作成・発送、回収を行い、回答結果について集計・分析を行う。発送及び回収に係る費用は、受注者の負担とする。調査対象は、町が住民基本台帳から無作為に抽出する町民2,000人を対象とし、郵送配布・郵送回収により実施する。回答率を高めるため、Webでの回答も可能とし、受注者にて回答フォームを作成する。なお、具体的な調査方法は、発注者と協議の上、決定する。

## 24 公共交通利用者アンケート調査の実施

路線バス、コミュニティバス「へそ8バス」、町営バス「岡山医療センター線」及び「デ

「マンド型乗合タクシー」の利用実態を把握するため、利用者を対象に、利用状況（乗降バス停、利用目的、利用頻度、利用時間帯、乗り継ぎ状況、支払方法等）や利用ニーズ（再編要望やサービス内容の改善要望等）に関する調査を実施する。利用者アンケートは、バスやタクシー車内への留め置き及び郵送回収等による実施など、具体的な実施方法は発注者と協議の上、決定する。なお、調査票印刷及び配布用封筒・返信用封筒の回収に係る郵送費は受注者の負担とする。

#### 25 地域公共交通を取り巻く課題整理

これまでの現況把握分析結果や上位・関連計画における位置付け等を基に、本町を取り巻く地域公共交通の問題点や課題を整理し、優先順位の高い課題の検討・提案を行うこと。

#### 26 地域公共交通のあり方及び方向性の検討

「項目 25」で整理した課題を踏まえ、課題解決につながる将来を見据えた吉備中央町における地域公共交通のあり方及びコミュニティバスや路線バス等の役割、新たな交通モードの導入の可能性など、交通結節点の利便性向上や都市間広域連携の視点も踏まえた検討を行う。

#### 27 地域公共交通活性化協議会等の資料作成及び運営支援

吉備中央町地域公共交通活性化協議会の開催（1年目：3回程度、2年目：3回程度）や町議会への説明にあたっての資料作成・会議への出席などの必要な運営支援を行う。なお、資料の印刷及び議事録作成は発注者が行う。

#### 28 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、協議打合せを実施するものとし、1年目3回（着手時、中間、最終納品時）、2年目2回（着手時、最終納品時）の計5回行う。なお、必要に応じてWeb会議等による協議打合せを実施するものとする。また、データ提供やコミュニティバスの運行に係る交通事業者との協議に際し、資料作成・打合せへの出席等の実施支援を行う。実施後は、記録簿を作成し、発注者の確認を受けたうえで提出する。

#### 29 中間とりまとめ

1年目の成果をとりまとめ、業務報告書【中間】を作成する。

### 【2年目】

#### 30 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

本町の上位計画における都市の将来像や課題整理結果等を踏まえ、公共交通等を取り巻く課題の解決に向けた目標・基本方針（地域公共交通のあり方、基本理念、目指すべき将来像等）や地域公共交通に係る施策・目標を検討する。なお、検討に際しては、周辺自治体をはじめとする広域連携の必要性などの視点も踏まえることとする。また、役割ごとに

地域公共交通の位置づけを明確にし、公共交通ネットワークのあり方・方向性を具体的に設定する。

31 目標を達成するための施策・事業及び推進方策の検討

公共交通の課題整理結果や目標、基本方針を踏まえ、実施すべき施策の方向性とその概要について検討を行う。なお、その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項の検討も併せて行う。

32 施策の優先順位及び実施時期の検討

上記で整理した施策について、優先順位を検討するとともに、実施に向けた役割分担や実施時期等の具体的な内容について検討を行う。

33 施策の評価手法及び評価時期の検討

地域公共交通のあるべき姿や課題及び上位関連計画や地域公共交通に関する基本方針等を踏まえ、項目 31 及び項目 32 で検討した施策について、評価を意識した数値指標・目標値の設定及びその評価手法並びに評価の実施時期を検討する。

34 施策・事業に係る関係者協議支援

計画素案に位置付ける施策・事業について、交通事業者等との協議実施にあたり、資料作成や記録簿作成等の支援を行う。また、データ提供やコミュニティバスの運行に係る交通事業者との協議に際し、資料作成・打合せへの出席等の実施支援を行う。実施は 3 回程度を予定している。

35 吉備中央町地域公共交通計画のとりまとめ

項目 18～33 において検討した結果をとりまとめ、『吉備中央町地域公共交通計画』の素案を作成する。併せて、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書（案）及び概要版（案）の作成を行う。

36 パブリックコメント手続の実施支援

吉備中央町地域公共交通計画（案）についてパブリックコメント手続を実施するにあたり、実施に必要な資料の作成を行うとともに、実施結果の整理・取りまとめを行う。

37 成果とりまとめ

これまでの検討を踏まえた吉備中央町地域公共交通計画を印刷製本し、本業務における検討結果をとりまとめ、業務報告書【最終】を作成する。

### 第3章 成果品

#### 38 成果品

主な納入成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書【中間】 1部
- (2) 業務報告書【最終】 1部
- (3) 吉備中央町地域公共交通計画 冊子製本 100部
- (4) 吉備中央町地域公共交通計画（概要版）冊子製本 100部
- (5) 計画素案の町民周知及びパブリックコメント手続用資料 1式
- (6) 成果品に関する電子記録媒体（CD-R等） 1式
- (7) 地域公共交通活性化協議会資料 1式
- (8) その他、業務項目において作成した根拠資料等 1式
- (9) 上記の電子データ 1式

※電子データは、ホームページ掲載用（計画書等）を含む。

PDF形式に変換したもののほか、Microsoft製Word又はExcel等で編集可能なものとする。